

第8回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和6年9月26日（木）午後1時30分から南越前町役場別館2階第1会議室において、第8回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地転用事業計画変更申請書について

その他

農地利用最適化の活動について

研修会等について

出席委員 8名		欠席委員 2名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1	加藤 幹雄	1	
2	今村 晃一	2	
3	山内 正美	3	
4	井上 典宣	4	
5	井上 昇	5	
6	堀井 武司	6	
7		7	石山 清孝
8		8	井上 重治
9	小不動勝史	9	
10	神戸 一喜	10	
事務局長	初一 剛		
書記	奥谷 恵美		

議事録署名委員

1番 加藤 幹雄

10番 神戸 一喜

【開会】 午後1時30分	
事務局長	<p>会議に入る前に、岩端委員に代わりまして、新たに8月から井上典宣委員が就任されました。井上典宣さん、皆様に一言お願いいたします。</p> <p>井上委員におきましては、岩端委員の任期の残りを引き継いでいただくこととなりますので、これから2年間、どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、ただ今から第8回南越前町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日は、井上重治委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27号第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>開会にあたりまして、山内会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
【会長あいさつ】	
山内会長 ※以下議長	あいさつ
【議事録署名委員の指名】	
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事録署名委員でございますが、1番 加藤委員と10番 神戸委員にお願いいたしたいと思っております。次回、総会開催日に議事録への署名・押印をお願いいたします。</p> <p>それでは、南越前町農業委員会会議規則によりまして、これ以降の議事進行を山内会長お願いいたします。</p>
【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】	
議長	<p>これより本日の総会に入ります。</p> <p>では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、事務局よりご説明いたします。</p> <p>今回農地法第3条の規定による許可申請は1件です。</p> <p>議案書は、1ページ番号①をご覧ください。</p> <p><small>ゆずりわたしにん</small> 譲渡人は東大道にお住まいの●●さんで、<small>ゆずりうげにん</small> 譲受人は同じ東大道にお住まいの●●さんです。申請地は東大道●●の現況は田 面積905㎡の内211㎡です。<small>ゆずりうげ</small> 譲受後の●●さんの経営面積は、2,989㎡でございます。</p> <p>位置につきましては、別にお配りしている資料の1ページをご覧ください。赤い線の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。資料2ページは現地確認の様子です。申請農地は7月の農業委員会総会にて南越前町が宅地造成をするために5条許可申請が出された案件と関係するもので、●●さんが所有する畑を宅地分譲とするため、元々の畑と同等の面積の当該農地を、●●さんに譲渡するというものであります。</p> <p>農地法第3条を許可する上での要件ですが、申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、資料3ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を加藤委員さん お願いします。</p>
加藤委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>9月17日に今村委員と山内会長、事務局長、事務局、私の5人で現地確認を行ってまいりました。</p> <p>●●さんは農地交換後も引き続き自家野菜を作付けする予定だということですので、3条申請によります許可は、問題ないと判断できます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および加藤委員さんからの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問なし)</p> <p>無いようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。</p>
【議案第2号 農地転用事業計画変更申請書について】	
議長	<p>次に、議案第2号「農地転用事業計画変更申請書について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>議案書は、2ページご覧ください。</p> <p>この議案は、令和5年9月に農地転用許可を受けた福井市の●●に所有権移転された土地を、南越前町が東大道団地造成に伴う町道整備をしたいとの申出があったものです。</p> <p>位置につきましては、資料の4ページをご覧ください。黄色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。資料5ページは現地確認の様子です。6から8ページは事業計画変更申請書の写しです。</p> <p>次に9ページをご覧ください。福井県農地関係事務処理要領の農地転用許可後の処理の部分抜粋したものです。次の10ページの黄色マーカー部分の「2事業計画の変更 (1) 事業計画変更の対象 ア 許可目的達成が困難な場合の変更 農地転用許可後に、許可を受けた転用事業の実施の促進措置を講じてもなお転用目的を達成することが困難と認められる事案で、法第51条第1項の規定による許可の取消し等の処分が困難または不相当と認められる場合において、次のいずれかに該当する場合、(3)の手続きにより変更申請を行わせるものとする。② 転用事業者に代わって、許可に係る土地について転用を希望する者(承継者)がある場合」に該当しまして、その次の緑色のマーカーの(2)事業計画変更の承認については後ほど説明します。その下の、「(3)変更申請の手続 ア 農地転用事業計画変更申請書を、農業委員会を経由して知事等の許可権者に提出させるものとする。」とあります。次に12ページまでめくっていただきまして、「(5)許可権者の処理許可権者は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じ、現地調査等を行った上で、承認または不承認を決定する。」とあります。今回の手続きとしましては、●●と南越前町が連署で農地転用事業計画変更申請書を提出することとなります。</p> <p>また、その下の注意書きの、「(注) 事業計画の変更の内容が次の場合に該当するときは、</p>

法第5条の許可を受けなければならない。「イ 第三者への事業承継に伴い所有権移転等をするもので申請に係る土地の現況が農地である場合」とあります。該当の土地は●●によって令和6年1月22日に所有権移転登記がなされておりましたが、現況は砂利など敷かれていない農地のままでした。事業承継者である南越前町は農地転用事業計画変更申請書に加え、農地法第5条の許可申請が必要となります。しかし、町の転用目的が町道整備とのことで、公衆用道路の整備における転用許可は不要であることから、町による農地法第5条の転用許可申請の提出は不要となっております。

それでは、事業計画変更の承認する上での判断事項について説明いたします。14 ページをご覧ください。①から⑥までの、全ての項目に該当しなければなりません。

①許可の取消し処分を行っても、その土地が旧所有者によって農地として効率的に利用されるとは認められないこと。については、

元々の所有者の●●氏は相続により農地を受け継がれましたが、神奈川県在住であるため耕作することは困難であり、許可の取消しは妥当ではないと思われま

②転用目的達成が困難になったことが転用事業者の故意または重大な過失によるものではないと認められること。については、

●●は所有権移転登記を既に行っており、事業は進められていましたが、南越前町の東大団地造成の計画に伴い、計画を断念せざるを得なかったと思われま

③変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べて、それと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められること。については、

南越前町の方譲販売計画の中で、当該農地に町道整備が必要であり、今年度中に整備が必要とのことで、緊急性は高いと思われま

④変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められること。については、

町の6月補正にて工事請負費の計上がなされ、実施は確実なものと思われま

⑤変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められること。については、

日照、通風等の影響は無いとのことです。当該農地の東側に農業用排水路があり、その上に町道を整備されることとなりますが、ボックスカルバートに敷設替えし排水路としての機能は残すとしていますので、周辺農地への影響は同程度のものと思われま

⑥ ①から⑤のほか、変更後の転用事業が農地転用許可基準により転用許可相当であると認められるものであること。については、

町道整備によるものであるため、転用許可の必要は無いことから、問題ないと思われま

以上のことから、本件の農地転用事業計画変更申請については、要件全てに該当するものと判断されます。

以上で、説明を終わります。

議長	ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を今村委員さん お願いします。
今村委員 (着座にて)	はい、報告いたします。 9月17日に先ほど同様に5人で現地確認を行ってまいりました。 申請地の北側、東側は宅地、南側は前回、宅地造成による転用許可をした田です。現況は、 建物は建っておらず、農地のままでした。周辺の農地の耕作者や安全面への配慮など、特に 問題ないと判断いたします。よろしく願いいたします。
議長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および、 今村委員さんからの説明について、発言のある方は挙手願います。
議長	無いようでございますので、採決いたします。 議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり承認いたします。
【その他 について】	
議長	続きまして、その他に移ります。 それでは、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい。事務局から2点お願いとお知らせをさせていただきます。 まず1点目ですが、資料15ページの「令和6年度の農地利用最適化交付金の配分方法等 の見直しについて」をご覧ください。 この最適化交付金は「担い手への農地集積」「遊休農地解消」「新規参入促進」の3項目に 対する交付金で、皆様の年額報酬とは別に加算してお支払いさせていただいている報酬は、 この交付金を財源としております。今年度の交付金の配分方法が大幅に変更となり、具体的 には、お手元の資料の右側の太い赤枠で囲っている表にあります「活動実績」と「成果実績」 の単価表がありますが、例えば、「活動実績」については委員の皆様10名と最適化推進委員 の11名、合わせて21名が、一人当たり1か月の活動日数が何日だったか？を5段階の単 価表に当てはめて交付金の額が決まる、というものになりました。 町の規則では報酬の加算については「交付金の範囲内」でしかお支払いが出来ませんが、 地域計画策定のための集落での協議の場への参加も含め、日々の細やかな記録にて皆様の 活動日数が今年度の活動目標とする月8日を目指すよう実績報告ができれば、来年度の交 付額も増えることとなる、と県にも確認をとっております。 皆様には活動日誌の記載を日々、意識していただきたいと思えます。 つきましては、7月から9月分の活動記録を11月までにご提出をお願いいたします。ま た、11月までに提出期限とさせていただいている、農地パトロールにつきましても、実施 した日の記入もお忘れなくお願いいたします。 次に、2点目、10月17日(木)に午後1時半から南条保健福祉センターにて丹南地区 農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が開催されます。出欠のご連絡がまだの方は、ご 連絡をお願いいたします。 また、福井県農業委員会大会が10月30日(水)に福井県自治会館にて開催される予定 です。お手元に案内文を置かせていただきましたので、10月9日までにご参加下さる方は ご連絡をお願いいたします。なお、駐車場のスペースが限られておりますので、役場から公

	<p>用車でまとまって行こうと思いますので、ぜひご出席いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>何か質問がありましたらお願いします。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは、次回農業委員会の開催日について、事務局の説明をお願いします。</p>
【次回農業委員会開催日について】	
事務局長	<p>次回農業委員会の日程でございますが、事務局案といたしましては、11月25日（月）午後1時30分からと考えておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>（意見なし）</p> <p>それでは次回は11月25日（月）午後1時30分から、役場別館第1会議室で予定しております。次回の開催通知、農地の現地調査の日程につきましては、改めて通知させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、第8回南越前町農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>閉会にあたりまして、小不動産会長職務代理者よりご挨拶をお願いいたします。</p>
小不動産会長職務代理者	<p>本日はありがとうございました。</p> <p>次回も元気にご参集いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
【閉会】 午後1時53分	